

宍粟市陸上競技協会
平成 30 年 7 月豪雨災害に対する義援金
募集要項

1 名称及び、募金団体について

「平成 30 年 7 月豪雨宍粟市陸協義援金」



団体名： 宍粟市陸上競技協会

会 長： 金 近 雄 三

団体事務局所在地： 兵庫県宍粟市山崎町鹿沢 237 番地の 1

電話番号： 0790-63-0141

e-mail: info@isp-will.com

URL: <http://www.isp-will.com/saaa/>

2 募集期間

平成 30 年 7 月 17 日（火曜日）から平成 30 年 12 月 28 日（金）まで

3 義援金の受付方法

下記の金融機関において口座振込みにより受付いたします。

<振込口座>

郵便局（株式会社ゆうちょ銀行）

記 号 14360

番 号 77888071

なまえ シソウシリクジョウキョウギキョウカイ

郵便局以外の金融機関からの振り込みは

店 名 ⇒ 四三八（読み ヨンサンハチ）

店 番 ⇒ 4 3 8

預金種目 ⇒ 普通預金

口座番号 ⇒ 7788807

4 義援金の取扱い

お寄せ頂きました義援金は、全額を宍粟市に寄附いたします。

「平成 30 年 7 月豪雨による宍粟市災害義援金」

5 税法上の取扱い

義援金の取り扱いを厳正に管理いたします。

この義援金口の収支報告を、本協会のホームページで公開いたします。

募金口座に義援金を送金された場合、その寄付金が最終的に「宍粟市」に拠出されるものであることを税務署が確認すれば、税制上の優遇措置を受けることができます。

6 領収書類について

ATM または金融機関窓口で発行される控え（振込み票）の原本については、寄附金控除等を受ける際の領収書として扱われますので大切に保管してください。なお、このホームページの記事を出力したものを一緒に保管していただくと、税務署での手続きがスムーズにできます。

7 預り証の発行について

預り証を必要とされる場合は、別途、お問合わせください。対応をいたします。

（預り証の例）

上記金額をお預かりしました。お預かりした義援金は、

「平成 30 年 7 月豪雨による宍粟市災害義援金」に拠出いたします。

（注） この預り証をもって、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当することの証明としてお使いいただけますので、大切に保管してください。